

【総領事館からのお知らせ:安全対策情報等:8月】

平成25年8月2日(総13第22号)

在デンパサール日本国総領事館

1 治安情勢

バリ州においては、テロに関する事件等は発生していませんが、インドネシア国内では、次のような事案が発生していますので、引き続きテロ関連情報にはご注意ください。

(1) 7月11日夜、スマトラ島メダン市にある刑務所において騒擾事件が発生し、テロリスト4名を含む200名以上が逃走しました。その後、100名以上は逮捕されたものの、逃走したテロリストは依然として所在不明となっています。この関連で、バリ州の治安当局も、当地へのテロリストの流入に対して、警戒を強化しています。なお、東部ジャワ州では、7月22日、拳銃と爆弾を所持していた手配中のテロリスト2名が国家警察テロ対策特別部隊に射殺される事件が発生しています。

(2) 7月上旬、インターネット動画サイト「ユーチューブ」に、多くのテロ事件の首謀者とされるテロリストが国家警察テロ対策特別部隊に宣戦布告する内容の動画が投稿されていることが判明しました。国家警察は、動画の撮影場所等に対する捜査を進めているほか、特に警察官を含めて国民に注意を呼び掛けています。

2 一般情勢

(1) 一般犯罪

警察の統計では、バリ州における本年1月から5月までの間の犯罪認知件数は2,373件で、昨年の同期間の2,129件に比べ、244件の増加(約11.5%増)となっています。このうち、最も多くはデンパサール市内の1,062件、次いでバドゥン県246件とのことです。

統計数値を見る限り、一般犯罪情勢は、より厳しい状況となっています。また、8月のレバン(断食明け大祭)前後には、帰省や旅行のため、多くの人が移動することから、一般的に交通事故や空き巣狙い等の犯罪が発生しやすい時期とも言えます。引き続き警戒心を怠らないようにご注意願います。

(2) 狂犬病に関する注意

7月下旬、ギアニャール県のペトゥル村において、5名が犬に咬まれ、咬んだ犬を検査した結果、犬は狂犬病に感染していることが確認されました。2010年以降、バリ州畜産局は、犬に対する狂犬病ワクチンの接種を実施するなどした結果、狂犬病の犠牲者は減り、本年は狂犬病に感染して死亡した人は確認されておりません。しかしながら、犬に咬まれる件数は依然として多く発生していますので、様子がおかしい犬を見かけた場合には近づかないよう、十分にお気を付けください。

(3) 空港の拡張工事

バリ州では、10月初旬のAPEC首脳会議に向けて、空港の拡張工事が進んでいます。8月から9月にかけて、従来の国際線や国内線の各ターミナルの位置が順次変更し、しばらくの間は空港での混雑が予想されます。バリから出発される場合は、十分な時間的余裕を持って空港に向かうことをお勧めします。

(4) 水難事故に関する注意

例年、8月のバリ島の海は、風が強く波も高くなる時があり、水難事故が多く発生しています。海水浴やダイビングをはじめとしたマリンレジャーを楽しもうとする場合には、海の状態を十分に見極めた上で判断するとともに、飲酒や体調が優れない状態で海に入ることは危険ですのでお止めください。

3 邦人事故・事件関係

(1) 悪質ガイドや運転手による被害

先日、バリ島を訪れた邦人女性旅行者が、チャーターした車が、本人が依頼した目的地に立ち寄らず、車内で身体を触られたりする被害が発生した由です。車のチャーターやタクシーを利用する場合は信用のあるホテルや旅行会社等を通じて手配を依頼し、仮に悪質な運転手やガイド等に遭遇した場合には、その場で毅然とした対応を行い、旅行会社や関係機関に訴えることをお勧めします。

(2) 警察官を名乗る者による犯行

バリ島では、以前に、警察官を名乗る者による犯行で邦人女性旅行者が殺害された事例があります。最近、ジャカルタにおいて、タクシーで移動中、警察官を名乗る者から身分確認を求められ、罰金と称し現金を強奪される事件が多発しています。

警察官を名乗る者から身分確認を求められた際は、制服だけで信用することなく、不審な点を感じた場合には、相手に警察官身分証明書の提示を求め身分を確認することも重要です。万が一パスポート等を所持しておらず、警察署への同行を求められた場合は、警察官身分証明書に記載された所属警察署へ当該警察官の所属の有無を確認するとともに、単独での対応は避け、知人等に応援を求め複数で対応することが望まれます。

また、深夜帯は犯罪発生率が高まるため、深夜帯の移動は避け、タクシーを利用する場合は、タクシー番号や乗務員証を確認し、不審に感じる場合は乗車しないなどの注意も必要と思われる。

4 その他

(1) 旅券の査証(VISA)ページの残存、有効期間の確認

日本の夏休みシーズンを迎え、旅行等でバリ島へ来訪する邦人も増加しています。観光等の短期滞在目的での入国に際しては、空港(又は、一部のフライトにおいては機内)で、到着査証を取得して入国することができますが、先日、旅券の査証ページに使用済みでない残存ページがないことが判明した邦人旅行者が入国を拒否される事案がありました。到着査証を取得する場合、旅券の査証ページは、査証シールの添付及び出入国スタンプを押す都合上、最低でも無使用の残存ページが1ページ以上必要とされています。

また、旅券の有効期間が6ヶ月未満の場合も、インドネシア入管局の規則により、入国が認められていません。旅券の「査証ページの残存」及び「有効期間」にはくれぐれもご注意ください。

（２）レバラン（断食明け大祭）に伴う注意

総領事館からのお知らせ（平成 25 年 7 月 29 日付：総 13 第 21 号）のとおり、インドネシア政府機関や銀行は、レバラン（断食明け大祭）に伴う長期休暇のため、土日も含め 8 月 3 日（土）から 11 日（日）までの 9 連休となります。仮に、旅券を紛失した場合で早期に日本に帰国したいといった場合でも、当館にて「帰国のための渡航書」等の発給を受けた後、入国管理局から出国許可を別途取得することが必要ですが、上記の期間は出国許可の申請ができなくなります。旅券を含めた貴重品の管理にはくれぐれもご注意ください。

なお、当館も通常閉館日である土日のほか、8 月 8 日（木）及び 9 日（金）は閉館となります。

以上